

---

**QA9-13 汚染廃棄物対策地域内に設置される仮設焼却施設とは、どのようなものですか。どうして焼却が必要なのですか。**

---

**A**

- ① 仮設焼却施設は、主にごみの受け入れ供給設備、焼却炉、排ガス処理設備、灰出し設備、さらに、放射性物質のモニタリング装置で構成されます。
- ② 燃焼形式は、最も一般的な火格子の上で燃焼させるストーカー炉、気流中で流動状態の熱せられた砂ですばやく燃焼させる流動床炉、震災廃棄物の焼却でも活躍したロータリーキルン炉など、多くの種類のシステムが使用されています。汚染廃棄物対策地域内ではストーカー炉と流動床炉が使用されていますが、中でもストーカー炉が多く採用されています。
- ③ 放射性物質によって汚染された可燃性の廃棄物は、腐敗や臭気を防止し、減容化を図るため焼却することが必要です。
- ④ 処分する際には、廃棄物の性状が安定していることと、なるべく処分量が少ないことが求められます。焼却することで廃棄物を安定にすると共に、体積を 1/5～1/20 程度に減らすことができます。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第9章 140 ページ「対策地域内廃棄物の処理の進め方」

---

出典：環境省「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」より作成

出典の公開日：平成 26 年 9 月 12 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日